

和泉市マイナンバーカード交付事務等支援業務 に係る公募型指名競争入札実施要領

1. 公募型指名競争入札に付する事項

(1) 業務名

和泉市マイナンバーカード交付事務等支援業務

(2) 業務概要

マイナンバーカードの申請・交付・更新等の業務及び市民室業務が円滑に遂行するため、別紙「和泉市マイナンバーカード交付事務等支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)」に定める業務を行うものとする。

(3) 履行場所

和泉市役所、和泉シティプラザ出張所、市が指定する場所

(4) 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

(5) 入札予定価格

33,425,370 円 (税抜き 30,386,700 円)

(6) 仕様書等関係図書配布

配布方法:和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

<配布資料>

仕様書、公募型指名競争入札参加申請書、質疑書、実績報告書、配置予定者実績報告書、入札書、辞退届、指定封筒の作成について、郵便入札チェックシート、契約書案、各種要綱

<和泉市公式ホームページ>

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/bizisan/nyusatsu/index.html>

配布期間:入札公表から令和6年5月 23 日(木)

2. 入札参加資格に関する事項

入札参加表明時において次の(1)の条件を満たし、(2)～(12)の全てに該当すること。

- (1) 和泉市における令和4年・5年度の入札参加資格を有しており、業者カード 役務提供他の希望種目の「大分類及び小分類」について「99 その他」を選択していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを開始していないこと。
- (4) 国税の未納がないこと。
- (5) 参加者、参加者の役員又は従業員が10年間に於いて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (6) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。
- (7) 本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 大阪府における法令違反を理由とした入札参加停止措置を受けていないこと。
- (9) 過去10年間に人口10万人以上の地方公共団体において、マイナンバーカード交付等関連業務又は市民対応を要する各種窓口業務の契約履行実績が2件以上あること。
- (10) 過去10年間に人口10万人以上の地方公共団体において、マイナンバーカード交付等関連業務又は市民対応を要する各種窓口業務において、1年以上従事した実績のある者を管理責任者、管理副責任者として配置できること。
- (11) プライバシーマークの付与認定又はISMS(ISO/IEC27001又はJISQ27001)の認証を取得していること。
- (12) 別紙「仕様書」に基づく業務が確実に履行できること。

3. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間:令和6年4月10日(水)~4月23日(火)16時まで

(2) 提出先:和泉市役所市民生活部市民室マイナンバー担当窓口

(土日祝日を除く平日8時45分~17時15分)

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 本館1階

(3) 提出書類:

- ・ 公募型指名競争入札参加申請書(指定様式)
- ・ 実績報告書(指定様式)
- ・ 配置予定者実績報告書(指定様式)
- ・ プライバシーマークの付与認定又は ISMS (ISO/IEC27001 又は JISQ27001)の認証を取得していることを証明する書類の写し
- ・ 担当者名刺

(4) 提出方法:直接持参または郵送(簡易書留)とする。

※郵送(簡易書留)の場合は提出期間内必着(着払不可)とする。

4. 通知日時及び方法

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札参加資格通知書を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対しては、その旨等を通知する。

(1) 通知日時:令和6年4月25日(木)17時まで

(2) 通知方法:公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

5. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。

また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

(1) 提出期限：令和6年5月9日(木)16時まで

(2) 提出書類：質疑書

(3) 提出方法：電子メール(shiminka@city.osaka-izumi.lg.jp)で提出する。

※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

※本件公表の日から回答日時までに、市として本入札に関し、留意事項が

発生すれば、質疑形式で回答に含め掲載する場合があります。

6. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

(1) 通知日時：令和6年5月13日(月)17時まで

(2) 通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

7. 入札保証金に関する事項

要(ただし、和泉市財務規則第90条第3号に該当する場合は免除とする)

8. 入札方法

(1) 本入札は郵便入札にて執り行う。

(2) 入札参加者は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱(以下「郵便入札実施要項」という。)、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得(以下「郵便入札参加者心

得」という。)を熟読の上、要綱等に記載の方法で配達指定日に入札書等が到達するよう郵送すること。

(3)入札参加者の中から入札立会人を2名、市が選任するため、選任された場合は立合わせる。立会人の選任方法等については、「郵便入札実施要綱」「郵便入札参加者心得」を参照すること。また、入札参加者の傍聴は可とする。

(4)入札書記入

入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5)落札者の決定

入札比較価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の範囲内で同価格の入札があった場合は、抽選により落札者を決定する。この場合当該入札者は、抽選を辞退することは出来ず、当該入札参加者が選定した入札立会人により抽選を行うものとする。

(6)入札(開札)回数は1回とする。

9. 書類の提出方法

(1)提出書類

① 入札書(市ホームページからダウンロード)

(2)提出方法

入札書等郵送用指定封筒(公募型指名競争入札参加資格通知書送付時に作成案内配布)に

(1)の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

①次のいずれかの方法で郵送すること

ア、一般書留

イ、簡易書留

②次のいずれかの方法で配達日等の指定をすること

ア、配達日指定郵便

イ、配達時間帯指定郵便

(配達時間帯の区分が「午前 8 時から午前 12 時まで」であること)

10. 配達指定日

令和6年5月22日(水)

「9. 書類の提出方法」の要件を満たさない入札、配達指定日以外に到着した入札は、無効とする。

11. 入札(開札)の日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月 23 日(木)午前11時00分

(2) 場所

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 別館 3階 3-4 会議室(入札室)

12. 契約書作成の要否

別紙『契約書案』及び仕様書参照

13.その他入札について必要な事項

(1) 契約保証金

要(和泉市財務規則第104条第 号に該当する場合は免除とする)

(2) 契約の締結

落札者は、落札決定日から 7 日以内に入札書に記載された金額で契約を締結しなければならない。

正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第 95 条の 2 第 2 項の規定により、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 支払方法

毎月の完了払いとする。

受注者から業務委託完了報告書等の提出を受け、発注者による検査に合格後、受注者の適正な請求に基づき支払う。詳細は仕様書参照のこと。

(5) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

(6) 入札の無効に関する事項

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第 8 条に記載

(7) 入札の失格に関する事項

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第9条に記載

(8) 入札の延期、中止に関する事項

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第 10 条に記載

<問合先・提出先>

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 市民生活部 市民室マイナンバー担当窓口

TEL:0725(99)8117

FAX:0725(40)2306

受付期間:土日祝日を除く平日8時45分～17時15分

メール: shiminka@city.osaka-izumi.lg.jp

<参考>

和泉市財務規則

(入札保証金の納付の免除)

第 90 条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の納付の免除)

第 104 条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、契約の相手方が確実な担保を提供したとき。
- (6) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において契約の相手方が売払代金を即納するとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 本市が土地又は建物を買い入れ、又は借り入れる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。